

手続の種類

	あっせん	調停	仲裁
主 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す(注1)		裁判所に代わって判断を下す
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行判決を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
その他	-		仲裁合意(注3)が必要

(注1) 解決の見込みのある限り審理を継続することになりますが、一方又は双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点が見いだせないような場合には、手続は打ち切られることとなります。

(注2) 「仲裁合意」とは、紛争の解決を第三者(この場合は審査会)へ委ね裁判所へは提起しないことを約した当事者の合意をいい、仲裁手続を進めるためには、当事者間にこの合意があることが必要です。

(注3) 仲裁の申請については、時効中断効があるとされていますが、あっせん・調停の申請には、時効中断効がありません。